

## II 公文書公開制度の運用状況

### 1 公文書公開の請求件数及びその処理状況

公文書公開の請求件数とその処理状況は、表1のとおりです。

表1

(単位：件)

年度	請求件数	処理状況								
		公開	一部公開	非公開			却下	期間延長	期限の特例	取下げ
				非公開情報	不存在	存否応答拒否				
28	2628	1839	563	24	186	10	3	84	74	154
29	2114	1645	297	23	143	6	2	59	6	90

#### 備考

- 1 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

### 2 実施機関別の公文書公開の請求件数及びその処理状況

実施機関別の請求件数等は、表2のとおりです。

表2

(単位：件)

実施機関	請求件数		処理状況							
	28	29	公開	一部公開	非公開			却下	取下げ	
					非公開情報	不存在	存否応答拒否			
市長	会計室	0	1	0	0	0	1	0	0	0
	市長室	17	11	5	4	0	2	0	0	0
	総務企画局	53	40	10	18	1	9	3	2	2
	財政政局	117	86	62	14	4	6	0	0	4
	市民局	64	36	18	14	0	5	0	0	2
	こども未来局	46	27	13	11	1	3	1	0	0
	保健福祉局	179	96	45	35	7	10	0	0	10
	環境局	53	48	34	9	0	5	1	0	2
	経済観光文化局	57	49	36	9	3	3	0	0	2
	農林水産局	52	49	43	3	0	1	0	0	4
	住宅都市局	173	171	127	29	1	14	1	0	6
	道路下水道局	636	577	525	23	0	9	0	0	25
	港湾空港局	168	122	97	21	1	7	0	0	3
	区役所	490	432	381	32	1	11	0	0	15
小計	2105	1745	1396	222	19	86	6	2	75	
議長	17	8	4	3	0	1	0	0	0	
教育委員会	98	79	48	19	2	20	0	0	4	
選挙管理委員会	12	2	0	0	0	1	0	0	1	
人事委員会	3	4	3	1	0	1	0	0	0	
監査委員	1	1	0	1	0	0	0	0	0	
農業委員会	0	1	0	0	0	1	0	0	0	
固定資産評価審査委員会	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
公営企業水道局	176	156	148	7	2	0	0	0	3	
管理者交通局	126	39	22	14	0	3	0	0	3	
消防長消防局	57	65	20	26	0	25	0	0	2	
福岡市立病院機構	9	2	0	2	0	0	0	0	0	
福岡市住宅供給公社	21	8	4	2	0	3	0	0	0	
福岡市土地開発公社	1	1	0	0	0	1	0	0	0	
担当課なし	1	2	0	0	0	0	0	0	2	
合計	2628	2114	1645	297	23	143	6	2	90	

#### 備考

- 1 1件の請求で複数の決定をしているものがあるため、請求件数と処理状況の決定件数の合計は一致しません。

### 3 不服申立ての件数及びその処理状況

公文書の公開請求に対する実施機関の決定や、公開請求に関する実施機関の不作為について不服がある者は、行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

不服申立ての件数とその処理状況は、表3のとおりです。

表3

(単位：件)

区分	件数	処理状況						
		認容	一部認容	棄却	却下	取下げ	継続審議	審議済未裁決
平成28年度の申立て分	20	3	2	11	0	1	3	0
平成29年度の申立て分	7	0	0	0	1	0	5	1

#### 備考

・特になし。

### 4 公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況

公文書の複写の状況及びその費用の徴収状況は表4のとおりです。

表4

区分		平成28年度		平成29年度	
		数量	金額	数量	金額
用紙	モノクロ	113,330枚	1,133,300円	71,865枚	718,650円
	カラー	3,677枚	110,310円	1,746枚	52,380円
写真フィルム (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
スライド (印画紙に印画したもの)		0枚	0円	0枚	0円
CD-R		399枚	27,930円	456枚	31,920円
DVD-R		1枚	120円	5枚	600円
録音テープ		0巻	0円	0巻	0円
ビデオテープ		0巻	0円	0巻	0円

#### 備考

・用紙に複写する場合 モノクロ1枚(片面)10円, カラー1枚(片面)30円。写真フィルム1枚30円, スライド1枚80円, CD-R1枚70円, DVD-R1枚120円, 録音テープ1巻170円, ビデオテープ1巻170円。

### 5 情報公開審査会への諮問の状況

情報公開審査会は、

- ① 諮問された不服申立て事案について審議し、
- ② 情報公開制度の運用に関する重要事項について、諮問に応じて答申し、及び建議することができます。【福岡市情報公開条例第23条第2項】

平成29年度及び過年度になされた諮問について、平成29年度に審査会で処理したものの概要は表5のとおりです。

表5

諮問の概要 (平成28年度諮問第4号)	不服申立て事案についての諮問 特定大学に対する指導監督についての文書
実施機関	経済観光文化局創業・立地推進部創業・大学連携課
決定年月日	平成28年4月13日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第2号に該当 公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。また、公にしないとの条件で任意に提供されたものであるため。
不服申立て年月日	平成28年4月27日
諮問年月日	平成28年6月24日
答申年月日	平成29年6月5日
答申内容	「特定大学に対する指導監督についての文書」について、福岡市長が行った一部公開決定処分は、別表に示す部分については公開とするのが妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年6月22日
裁決・決定内容	一部認容(答申どおり)

諮問の概要 (平成28年度諮問第5号)	不服申立て事案についての諮問 「保護者と教職員とにより任意に組織された自主的な団体であるPTA」による学年レクリエーション等々の活動を①：学校の正課の授業時間内に行うこと、②：①を保護者に全て委任すること、①②の正当性を明言している根拠となる文書
実施機関	教育委員会教育センター研修・研究課
決定年月日	平成28年7月12日(非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成28年7月25日
諮問年月日	平成28年8月24日
答申年月日	平成29年6月19日
答申内容	「「保護者と教職員とにより任意に組織された自主的な団体であるPTA」による学年レクリエーション等々の活動を①学校の正課の授業時間内に行うこと、②①を保護者に全て委任すること、①②の正当性を明言している根拠となる文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定は妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年7月4日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成28年度諮問第6号)	不服申立て事案についての諮問 事業所税の減免に関する訴訟の控訴審(福岡高等裁判所)判決に係る判決文(原審：福岡地方裁判所平成27年12月18日判決)
実施機関	総務企画局行政部法制課
決定年月日	平成28年7月21日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第2号ア及び第6号に該当 地方税法第22条の守秘義務に抵触する「秘密」に該当する情報であり、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成28年8月9日
諮問年月日	平成28年9月8日
答申年月日	平成29年10月30日
答申内容	「事業所税の減免に関する訴訟の控訴審(福岡高等裁判所)判決に係る判決文(原審：福岡地方裁判所平成27年12月18日判決)」について、福岡市長が行った一部公開決定は、事業所数を公開とすることが妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年11月20日
裁決・決定内容	認容(答申どおり)

諮問の概要 (平成28年度諮問第8号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市立小・中・高等学校において、PTAやその他任意の団体が、正課の授業を行った場合に発生した事故及び不測の事態について、その責任を負う役職名が明記されている文書
実施機関	教育委員会指導部学校指導課
決定年月日	平成28年8月3日(非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成28年9月2日
諮問年月日	平成28年9月30日
答申年月日	平成29年7月10日
答申内容	「福岡市立小・中・高等学校において、PTAやその他任意の団体が、正課の授業を行った場合に発生した事故及び不測の事態について、その責任を負う役職名が明記されている文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定処分は妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年8月3日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成28年度諮問第9号)	不服申立て事案についての諮問 2016年5月に西日本新聞で報道された城南区校長減給処分（喫煙をともなう処分）についてわかるもの一切。・事実関係、事情聴取、弁明書、処分内容、処分理由説明書、・処分内容について、事件後の学校・教委のとりくみがわかるもの
実施機関	教育委員会総務部教職員第2課
決定年月日	平成28年8月23日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号及び第4号に該当 ・個人のプライバシーを侵害するおそれがあるため。 ・率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成28年9月14日
諮問年月日	平成28年11月4日
答申年月日	平成29年11月27日
答申内容	「2016年5月に西日本新聞で報道された「城南区校長減給処分（喫煙をともなう処分）についてわかるもの一切」。・事実関係、事情聴取、弁明書、処分内容、処分理由説明書・処分内容について、事件後の学校・教委のとりくみのわかるもの」について、福岡市教育委員会が行った一部公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年12月26日
裁決・決定内容	一部認容（認容部分は、実施機関が答申前に公開を認めた部分。その余は答申どおり）

諮問の概要 (平成28年度諮問第10号)	不服申立て事案についての諮問 平成23年度から公文書の公開請求日までに福岡市が原告となって提起した裁判の被告名及び事件番号が記録された文書
実施機関	住宅都市局住宅部住宅管理課
決定年月日	平成28年6月16日（非公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号に該当 被告名及び事件番号は、個人に関する情報であるため。
不服申立て年月日	平成28年10月20日
諮問年月日	平成28年11月15日
答申年月日	平成29年11月27日
答申内容	「平成23年度から公文書の公開請求日までに福岡市が原告となって提起した裁判の被告名及び事件番号が記録された文書」について福岡市長が行った非公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	平成29年12月27日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (平成28年度諮問第11号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市を被告として提起された裁判で現在、係争中となっているものの原告名訴状答弁書と事件番号と市長が訴訟委任状を書いて委任した弁護士名とその報酬額と訴訟委任状と市の指定代理人として登録して裁判所提出した書類
実施機関	総務企画局行政部法制課
決定年月日	平成28年10月13日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号, 第2号に該当 ・ 弁護士報酬額については, 当該弁護士の経営方針を表す内部情報であり, 事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。 ・ 事件番号については, 他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる可能性があるため。
不服申立て年月日	平成28年10月20日
諮問年月日	平成28年11月16日
答申年月日	(平成29年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (平成28年度諮問第12号)	①不服申立て事案についての諮問 福岡市庁舎10階の記者会見室の使用申請等に関する書類
実施機関	財政局財産有効活用部財産管理課・市長室広報戦略室報道課
決定年月日	平成28年7月22日(非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成28年10月21日
諮問年月日	平成28年11月18日
答申年月日	平成29年12月11日
答申内容	「福岡市庁舎10階の記者会見室の使用申請等に関する書類」について福岡市長が行った非公開決定については, 結論として妥当である。
裁決・決定年月日	平成30年1月10日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(平成28年度諮問第13号)	訂正印の無い訂正部分について、福岡市の公文書の取扱いとして、この妥当性に言及している文書
実施機関	教育委員会教育環境部教育環境課
決定年月日	平成28年9月27日(非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成28年11月7日
諮問年月日	平成28年12月7日
答申年月日	平成30年1月29日
答申内容	本件旅行命令(依頼)書における「訂正印の無い訂正部分について、福岡市の公文書の取扱いとして、この妥当性に言及している文書」について、福岡市教育委員会が行った非公開決定については、これを取り消すことが妥当である。また、実施機関は、「旅行命令(依頼)書作成マニュアル」を本件対象文書として、公開決定等を行うことが妥当である。
裁決・決定年月日	平成30年2月22日
裁決・決定内容	認容(答申どおり)

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(平成28年度諮問第14号)	特定整骨院(A)の施術所開設届兼台帳のすべての書類と添付書類
実施機関	博多区保健福祉センター健康課
決定年月日	平成28年12月13日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当個人に関する情報については、公開することでプライバシーを侵害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成28年12月16日
諮問年月日	平成29年1月6日
答申年月日	平成30年3月19日
答申内容	「特定整骨院の施術所開設届兼台帳のすべての書類と添付書類」及び「特定整骨院への立入調査に伴い作成された資料のすべてと指導内容表」について、福岡市長が行なった一部公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	平成30年3月26日
裁決・決定内容	棄却(答申どおり)

諮問の概要 (平成28年度諮問第15号)	不服申立て事案についての諮問 特定整骨院（B）の施術所開設届兼台帳のすべての書類と添付書類
実施機関	博多区保健福祉センター健康課
決定年月日	平成28年12月13日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号に該当 個人に関する情報については、公開することでプライバシーを侵害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成28年12月16日
諮問年月日	平成29年1月6日
答申年月日	平成30年3月19日
答申内容	「特定整骨院の施術所開設届兼台帳のすべての書類と添付書類」及び「特定整骨院への立入調査に伴い作成された資料のすべてと指導内容表」について、福岡市長が行なった一部公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	平成30年3月26日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮問の概要 (平成28年度諮問第16号)	不服申立て事案についての諮問 特定整骨院（A）への立入調査に伴い作成された資料のすべてと指導内容表
実施機関	博多区保健福祉センター健康課
決定年月日	平成28年12月13日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号に該当 個人に関する情報については、公開することでプライバシーを侵害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成28年12月16日
諮問年月日	平成29年1月6日
答申年月日	平成30年3月19日
答申内容	「特定整骨院の施術所開設届兼台帳のすべての書類と添付書類」及び「特定整骨院への立入調査に伴い作成された資料のすべてと指導内容表」について、福岡市長が行なった一部公開決定は、妥当である。
裁決・決定年月日	平成30年3月26日
裁決・決定内容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成28年度諮問第17号)	特定整骨院（B）への立入調査に伴い作成された資料のすべてと指導内容表
実 施 機 関	博多区保健福祉センター健康課
決 定 年 月 日	平成28年12月13日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 個人に関する情報については、公開することでプライバシーを侵害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成28年12月16日
諮 問 年 月 日	平成29年1月6日
答 申 年 月 日	平成30年3月19日
答 申 内 容	「特定整骨院の施術所開設届兼台帳のすべての書類と添付書類」及び「特定整骨院への立入調査に伴い作成された資料のすべてと指導内容表」について、福岡市長が行なった一部公開決定は、妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成30年3月26日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成28年度諮問第18号)	特定道路整備工事の件で、施工業者である特定業者が急遽工事を辞退した理由に係る文書
実 施 機 関	住宅都市局住宅部住宅建設課
決 定 年 月 日	平成28年10月17日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 ・契約解除理由の一部については、特定の個人を識別することができるため。また、個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成28年12月19日
諮 問 年 月 日	平成29年1月12日
答 申 年 月 日	平成30年3月19日
答 申 内 容	「特定道路整備工事の件で、施工業者である特定業者が急遽工事を辞退した理由」について、福岡市長が行った一部公開決定は妥当である。
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	平成30年3月27日
裁 決 ・ 決 定 内 容	棄却（答申どおり）

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(平成28年度諮問第19号)	指定障がい福祉サービス事業所等における不正事案に関する調査に関する資料一式
実施機関	保健福祉局障がい者部障がい者施設支援課
決定年月日	平成29年1月18日(非公開決定)
非公開理由	条例第7条第3号に該当 公にすることにより、捜査機関による捜査の遂行が困難となるおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成29年1月24日
諮問年月日	平成29年2月21日
答申年月日	(平成29年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要	不服申立て事案についての諮問
(平成29年度諮問第1号)	特定地番の土地上の建物について、福岡市空き家の倒壊等による被害の防止に関する条例に基づき調査した事項に関する報告書(特に、底地の所有者、管理者に関する調査結果を記載した文書)
実施機関	住宅都市局建築指導部建築物安全推進課
決定年月日	平成29年2月22日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号及び第5号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため。 また、当該建物に対する評価内容を公表することにより個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、市の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成29年3月30日
諮問年月日	平成29年4月21日
答申年月日	(平成29年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (平成29年度諮問第2号)	不服申立て事案についての諮問 西区人権尊重連絡会議委員の個人名がわかるものとして「平成28年度西区人権尊重連絡会議 委員名簿（総会時）」
実施機関	西区総務部生涯学習推進課
決定年月日	平成29年3月29日（一部公開決定）
非公開理由	条例第7条第1号に該当 氏名及び機関・団体名の役職については、個人情報であるため。
不服申立て年月日	平成29年5月22日
諮問年月日	平成29年6月21日
答申年月日	平成30年3月19日
答申内容	「西区人権尊重連絡会議委員の個人名がわかるものとして「平成28年度西区人権尊重連絡会議 委員名簿（総会時）」」について、福岡市長が行った一部公開決定については、非公開とした部分のうち、西区人権尊重連絡会議の会長である委員の氏名及び機関・団体における役職名の部分は公開することが妥当である。
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (平成29年度諮問第3号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市総合図書館新ビジョンの事業計画・成果指標における目標値の算出根拠を示す文書
実施機関	教育委員会総合図書館事業管理部運営課
決定年月日	平成29年8月3日（非公開決定）
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成29年9月22日
諮問年月日	平成29年10月6日
答申年月日	（平成29年度末現在審議中）
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (平成29年度諮問第4号)	不服申立て事案についての諮問 福岡市内の公立小・中・高・養護・盲学校に関する体罰事故報告書(加害教師の反省文, 顛末書, 診断書, 事情聴取記録, その他一切の添付文書等を含む) (平成24年度分)
実施機関	教育委員会総務部コンプライアンス推進担当
決定年月日	平成29年8月18日(一部公開決定)
非公開理由	条例第7条第1号に該当 氏名, 所属, 学級は, 個人に関する情報であり, また, 体罰は職務の遂行に係る情報ではないため。また, 始末書は個人の人格と密接に関わる情報であり, 個人識別性のある部分を除いたとしても, 公にすることにより, 個人の権利利益を害するおそれがあるため。
不服申立て年月日	平成29年9月19日
諮問年月日	平成29年10月19日
答申年月日	(平成29年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮問の概要 (平成29年度諮問第5号)	不服申立て事案についての諮問 総合図書館に係る指定管理者評価委員会(7/13開催)の「出席者名入り」議事録
実施機関	教育委員会総合図書館事業管理部運営課
決定年月日	平成29年11月16日(非公開決定)
非公開理由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成29年11月24日
諮問年月日	平成29年12月14日
答申年月日	(平成29年度末現在審議中)
答申内容	—
裁決・決定年月日	—
裁決・決定内容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成29年度諮問第6号)	特定店舗の申請日現在における食品営業者台帳（営業許可申請書）
実 施 機 関	早良区保健福祉センター衛生課
決 定 年 月 日	平成29年12月8日（一部公開決定）
非 公 開 理 由	条例第7条第1号に該当 個人情報であるため。
不服申立て年月日	平成29年12月20日
諮 問 年 月 日	平成30年1月12日
答 申 年 月 日	(平成29年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—

諮 問 の 概 要	不服申立て事案についての諮問
(平成29年度諮問第7号)	2 mを超える擁壁を施工する際の提出図書：「構造詳細図」 及び「構造計算書」
実 施 機 関	福岡市住宅供給公社保全課
決 定 年 月 日	平成29年10月23日（非公開決定）
非 公 開 理 由	公開請求に係る公文書を保有していない。
不服申立て年月日	平成30年1月16日
諮 問 年 月 日	平成30年2月14日
答 申 年 月 日	(平成29年度末現在審議中)
答 申 内 容	—
裁 決 ・ 決 定 年 月 日	—
裁 決 ・ 決 定 内 容	—